

平成28年度
常総市財政健全化及び
経営健全化審査意見書

常総市監査委員

平成29年8月17日

常総市長 神 達 岳 志 殿

常総市監査委員 荒 井 孝 典

常総市監査委員 岡 野 一 男

平成28年度常総市財政健全化及び経営健全化審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき、審査に付された平成28年度常総市財政健全化判断比率及び資金不足比率について審査したので、次のとおり意見書を提出する。

目 次

財政健全化審査意見書

第1 審査の対象	1
第2 審査の期間	1
第3 審査の概要	1
第4 審査の結果	1
1 健全化判断比率	1
2 審査意見	2
(1) 実質赤字比率	2
(2) 連結実質赤字比率	2
(3) 実質公債費比率	3
(4) 将来負担比率	3
3 是正改善を要する事項	4

経営健全化審査意見書

第1 審査の対象	5
第2 審査の期間	5
第3 審査の概要	5
第4 審査の結果	5
1 資金不足比率	5
2 審査意見	6
(1) 水道事業会計	6
(2) 公共下水道事業特別会計	6
(3) 大生郷特定公共下水道事業特別会計	7
(4) 農業集落排水事業特別会計	7
3 是正改善を要する事項	8

平成28年度常総市財政健全化審査意見書

第1 審査の対象

平成28年度常総市一般会計及び特別会計歳入歳出決算並びに常総市水道事業会計決算における健全化判断比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査の対象とした。

第2 審査の期間

平成29年8月10日から平成29年8月16日まで

第3 審査の概要

この財政健全化審査は、市長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

第4 審査の結果

1 健全化判断比率

審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

(単位：%)

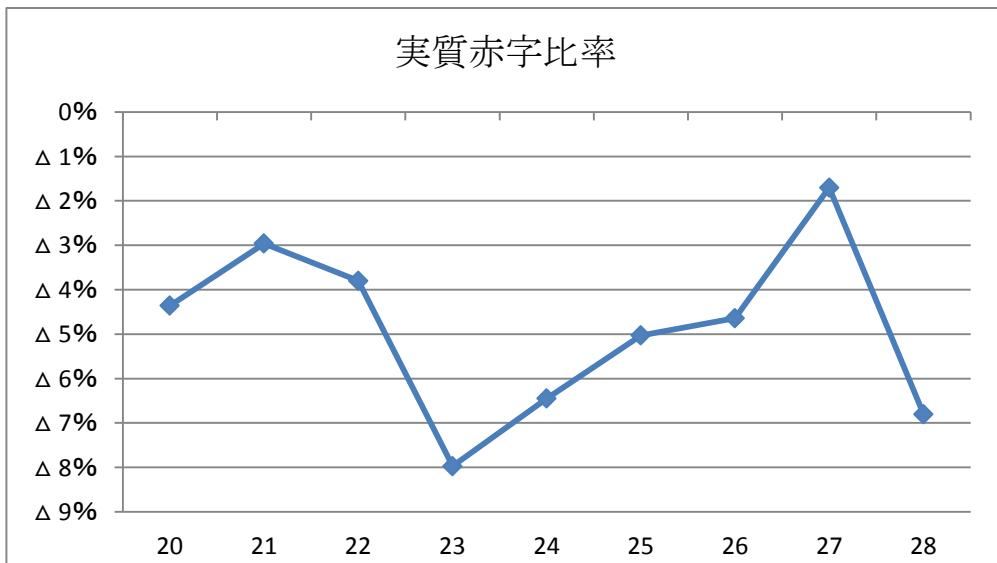
区分	平成28年度 健全化判断比率	平成27年度 健全化判断比率	早期健全化基準
(1) 実質赤字比率	—	—	12.77
(2) 連結実質赤字比率	—	—	17.77
(3) 実質公債費比率	9.1	9.9	25.0
(4) 将来負担比率	92.9	91.0	350.0

(注) 実質赤字額及び連結実質赤字額がないため、「—」を記載した。

2 審査意見

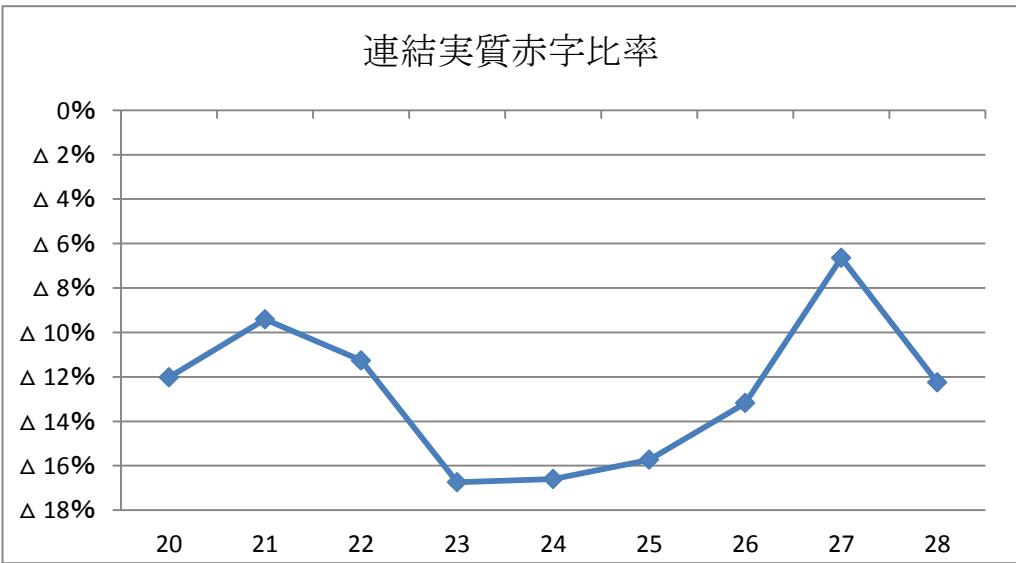
(1) 実質赤字比率

平成28年度の一般会計等の実質収支額は1,026,198千円の黒字で、実質赤字比率は△6.80%（△は、黒字を意味している。以下同じ）となっており、良好な状態にあると認められた。



(2) 連結実質赤字比率

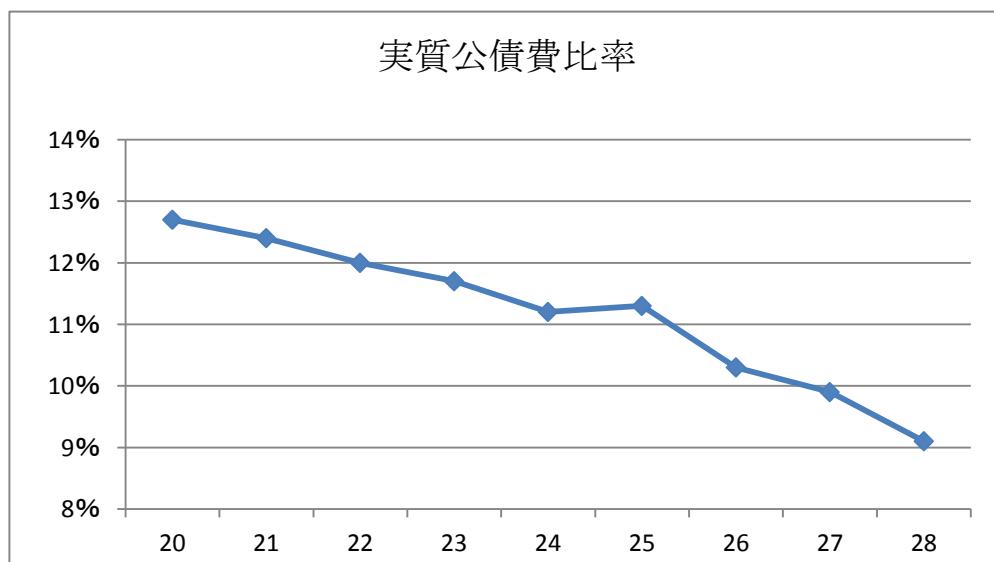
平成28年度の一般会計等とそれ以外の特別会計及び公営企業会計の実質収支額は1,847,996千円の黒字で、連結実質赤字比率は△12.25%となっており、良好な状態にあると認められた。



(3) 実質公債費比率

実質公債費比率は9.1%（平成26年度から平成28年度までの3箇年の平均比率）であり、早期健全化基準の25.0%を下回る水準となっている。

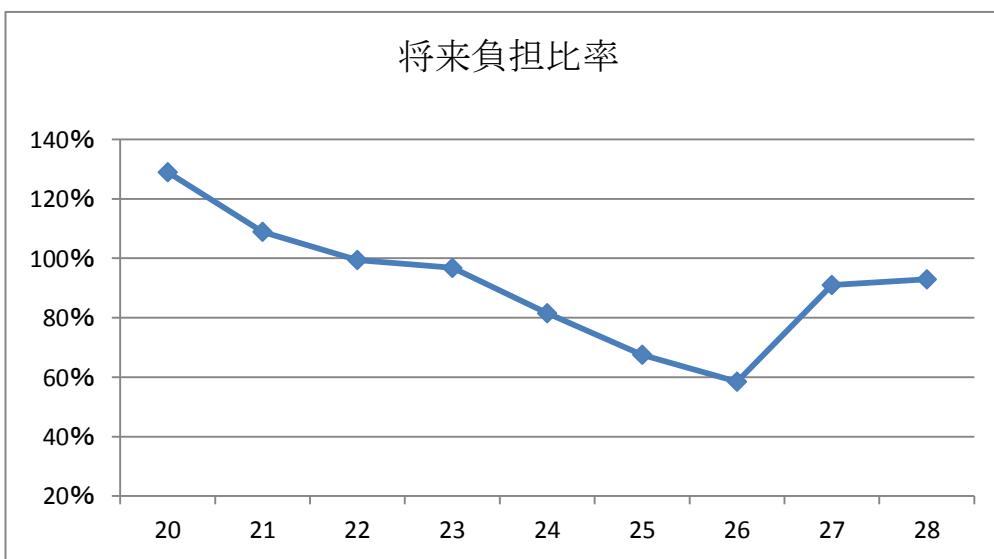
前年度の9.9%（平成25年度から平成27年度までの3箇年の平均比率）から0.8ポイント減少した要因は、単年度実質公債費率でみると、平成25年度と平成28年度を比較すると、2.5ポイント減少したことがあげられる。合併時の平成18年度14.7%から毎年（平成25年度の微増は一部事務組合の地方債負担金）減少傾向にある。



(4) 将来負担比率

将来負担比率は92.9%であり、早期健全化基準の350.0%を下回る水準となっている。

前年度の91.0%から1.9ポイント増加した主な要因は、標準財政規模が253,350千円減少し、地方債残高が1,455,289千円増加したことがあげられる。



3 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はないが、前年度同様、健全化判断比率は法令の定める早期健全化基準を下回っており、その限りでは良好な状態にあるといえる。将来負担比率は、標準財政規模の減少及び水害による地方債現在高の増加の分で増加している。実質赤字比率、連結実質赤字比率及び実質公債費比率は減少となつたが、特別会計等の純決算収支は、全ての特別会計において赤字になっており、今後も一般会計の繰入金に頼らざるを得ない状況にある。したがつて、常総市の財政を取り巻く環境は、依然厳しい状態にある。

今後とも、健全化判断比率における現在の状況を保つためにも、これらの健全化判断基準には表れない経常収支比率の数値等も十分考慮したうえで、健全な財政運営、財政構造の弾力性の向上に努められたい。

【参考】 健全化判断比率の算定式

$$\textcircled{1} \text{ 実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$
$$\textcircled{2} \text{ 連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$
$$\textcircled{3} \text{ 実質公債費比率} \\ (\text{3か年平均}) = \frac{(\text{地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金}) - (\text{特定財源} \\ + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \\ \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$
$$\textcircled{4} \text{ 将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - \text{充当可能財源等} \text{ (※)}}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \\ \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

※ 充当可能財源等
= 充当可能基金額 + 特定財源見込額 + 地方債現在高に係る基準財政需要額算入額

平成28年度常総市経営健全化審査意見書

第1 審査の対象

平成28年度常総市水道事業会計、常総市公共下水道事業特別会計、常総市大生郷特定公共下水道事業特別会計及び常総市農業集落排水事業特別会計の歳入歳出決算における資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査の対象とした。

第2 審査の期間

平成29年8月10日から平成29年8月16日まで

第3 審査の概要

この経営健全化審査は、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

第4 審査の結果

1 資金不足比率

審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

(単位：%)

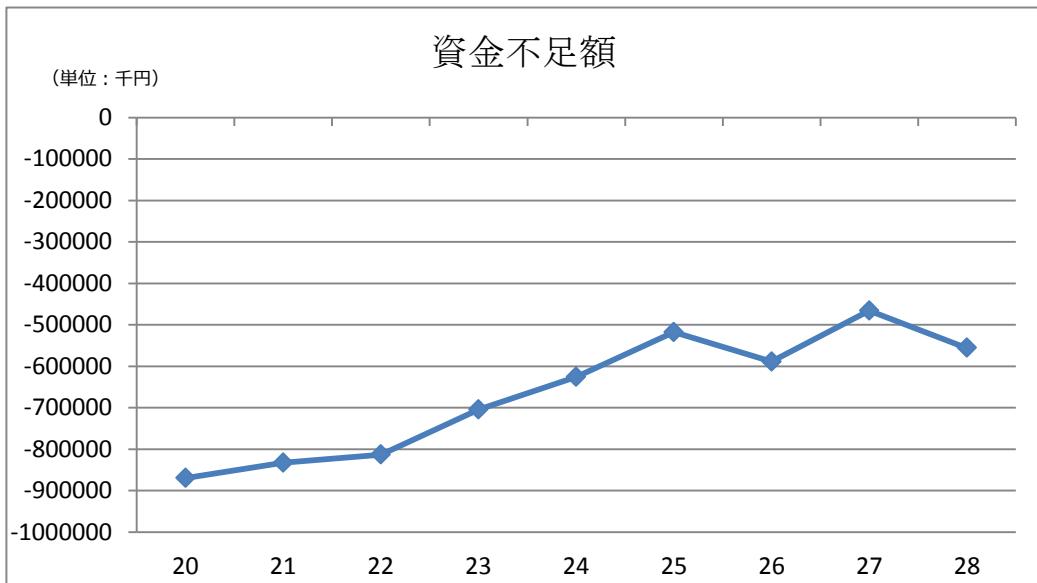
区分	平成28年度 資金不足比率	平成27年度 資金不足比率	経営健全化基準
(1) 水道事業会計	—	—	20.00
(2) 公共下水道事業特別会計	—	—	20.00
(3) 大生郷特定公共下水道事業特別会計	—	—	20.00
(4) 農業集落排水事業特別会計	—	—	20.00

(注) 資金不足額がないため、「—」を記載した。

2 審査意見

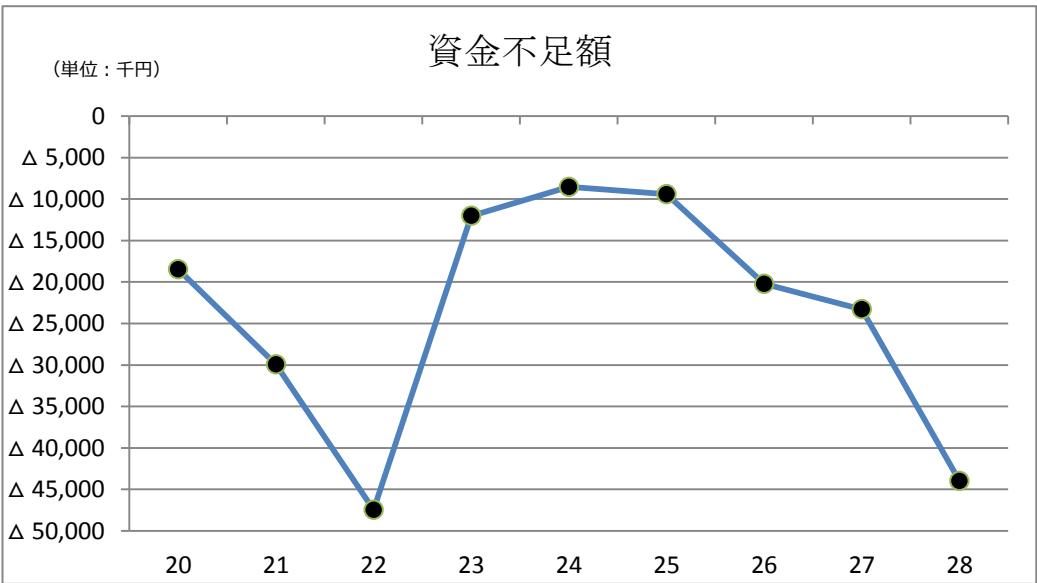
(1) 水道事業会計

平成28年度において、損益計算書では29,180千円の純損失を計上している。
資金不足額はなく、資金剩余额は555,769千円で、良好な状態であると認められた。



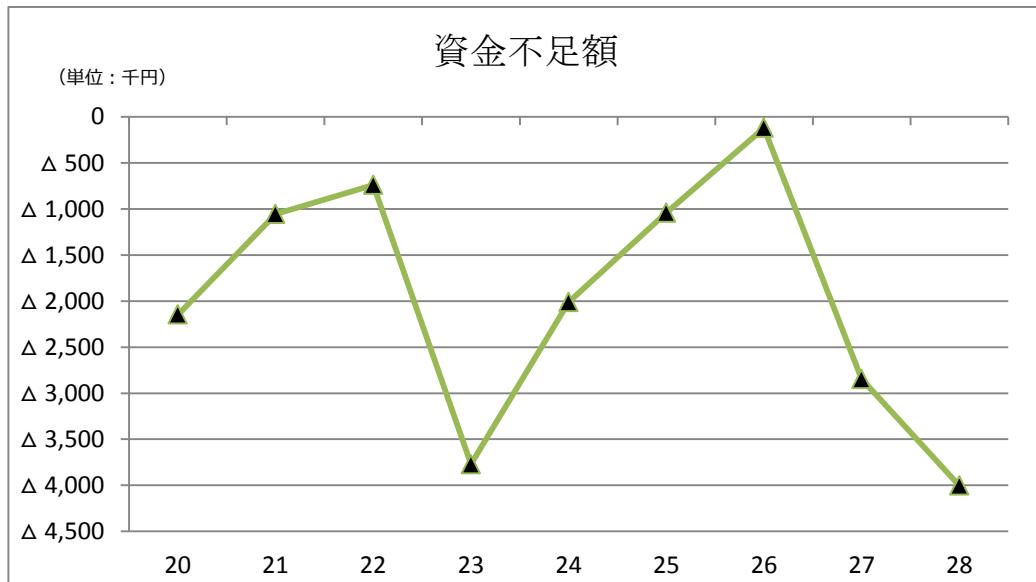
(2) 公共下水道事業特別会計

平成28年度の資金不足額はなく、資金剩余额は44,004千円で、良好な状態であると認められた。



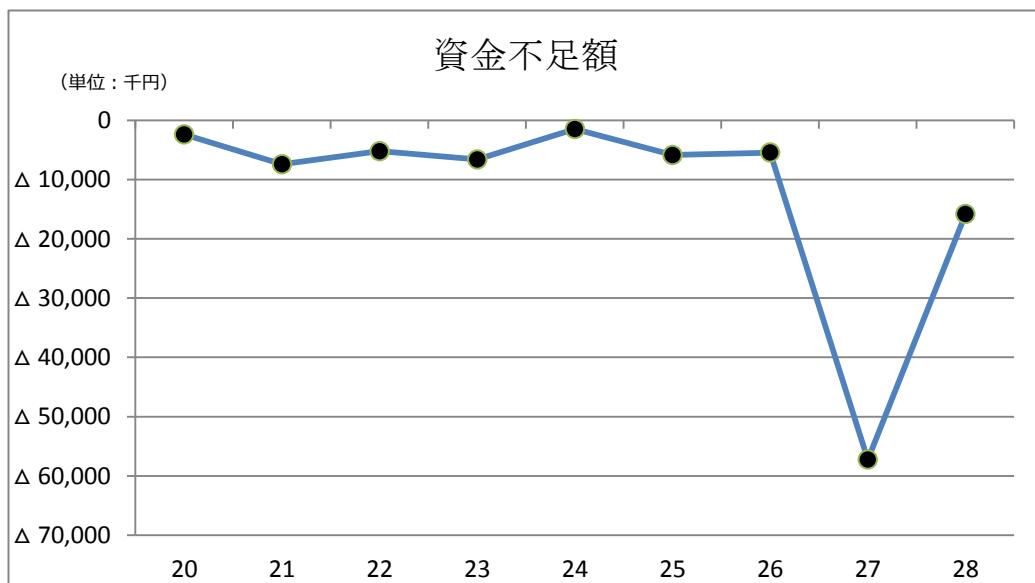
(3) 大生郷特定公共下水道事業特別会計

平成28年度の資金不足額はなく、資金剩余额は4,003千円で、良好な状態であると認められた。



(4) 農業集落排水事業特別会計

平成28年度の資金不足額はなく、資金剩余额は15,814千円で、良好な状態であると認められた。前年度は未収入特定財源（災害関連の国県支出金及び地方債の繰越分）により黒字が増大していたが、本年度はそれがなくなったため、黒字は少なくなっている。



3 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はないが、前年度同様、資金不足額がないため、資金不足比率はマイナスであり、その限りでは良好な状態にあるといえる。しかし、水道事業会計においては、供給単価より給水原価が高くなってしまっており、この損失を解消するのが課題である。また、公共下水道事業特別会計は500,000千円前後、大生郷特定公共下水道事業特別会計は50,000千円前後、農業集落排水事業は180,000千円前後の一般会計からの繰入金での黒字となっている状況である。

総務省が推進する公営企業会計の適用が義務付けられるので、決算当初には表れない繰入金等を含まない純決算収支額の数値を十分考慮したうえで、経営の健全化に努められたい。